

スポーツ施設再編計画 (都市公園編)

令和7年3月

太田市

【花と緑の課】



目 次

1. 背景及び目的	2
1.1 背景.....	2
1.2 目的.....	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 公園再編の考え方	4
3.1 全体基本構想.....	4
3.2 公園再編の効果.....	5
3.3 対象施設.....	6
3.4 公園再編に伴う都市公園廃止と代替公園の整備.....	8
4. 備前島公園拡張について	9
4.1 機能移転可能な代替公園の選定.....	9
4.2 備前島公園拡張予定地.....	11
4.3 拡張施設計画.....	12
5. 西新町南公園機能移転および廃止について	12
5.1 都市公園のストック効果の検証.....	13
5.2 西新町南公園の廃止.....	14
【参考】 今後の流れ.....	15

1. 背景および目的

1.1 背景

太田市では、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するため、本市の状況や公共施設等を取り巻く現況と課題を踏まえ、全ての公共施設を対象に長寿命化、総量縮減等に取り組む財政負担を軽減することを目的として、平成28年2月に「太田市公共施設等総合管理計画」が策定されました。公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、最適な公共施設配置の実現により効率的な施設運営を目指し、総合的かつ計画的な管理を推進していくこととしています。

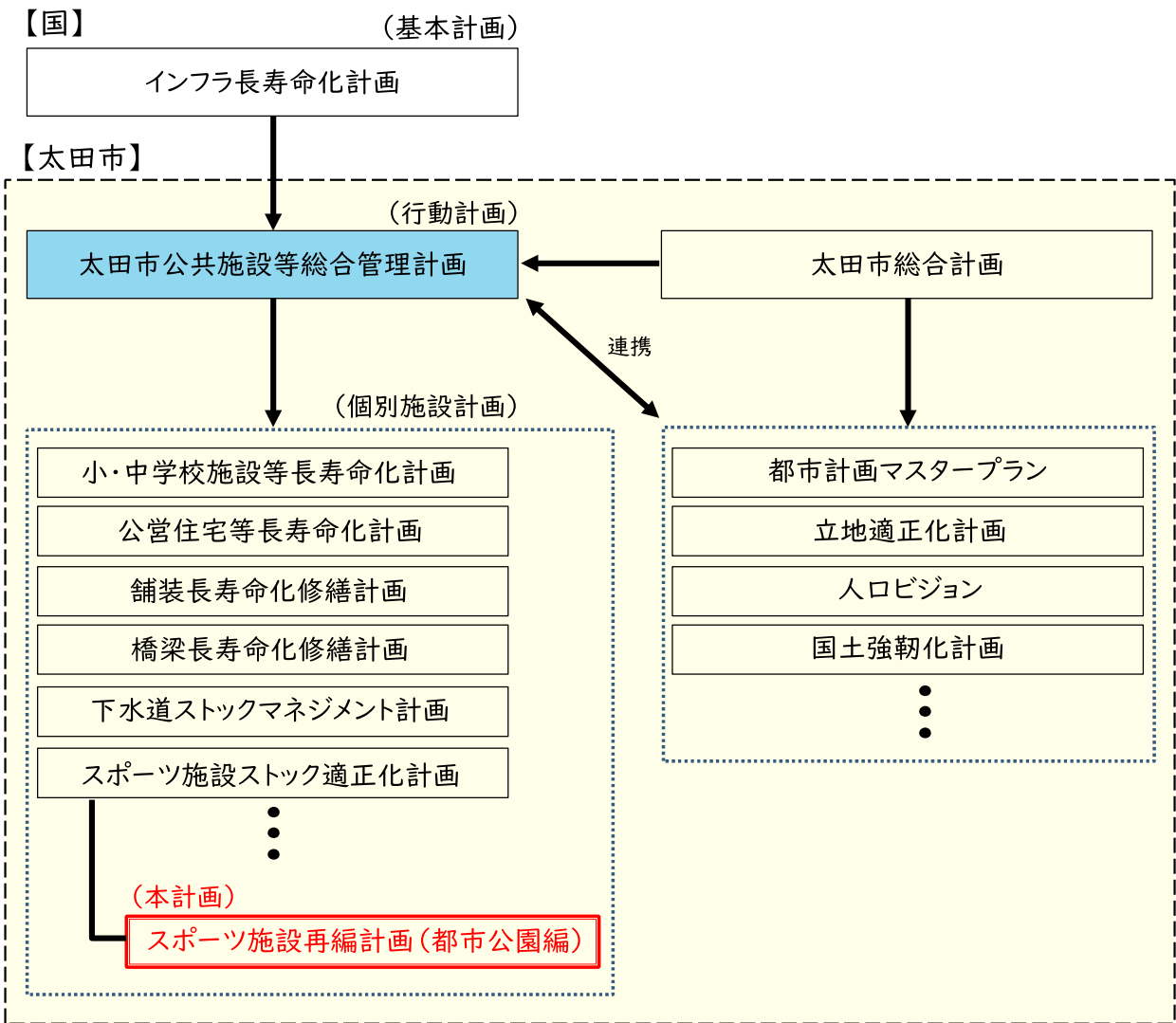
スポーツ施設管理課においても、本市が所有する公共建築物のうち、体育施設の中・長期的な維持保全対策や、効率的・効果的な運営のあり方を具体的に示した「太田市体育施設の個別施設計画」（長寿命計画）が策定されていましたが、スポーツ庁が示す「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に則り、対象を屋外体育施設も含めた「太田市スポーツ施設ストック適正化計画」が策定されました。効率的な体育施設運営を実施するため各施設の性能評価を実施し、「機能保持」「集約化（総量コントロール）」「施設不足の解消」といった具体的な基本方針が個々に示されています。

1.2 目的

花と緑の課では、以上のことをふまえ「太田市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針に基づき、「太田市スポーツ施設ストック適正化計画」における検討結果を受けて、既存施設の抱える諸問題の解決や効率的かつ継続的な管理運営実現のため、スポーツ施設が附属した都市公園の集約化を含めた「スポーツ施設再編計画（都市公園編）」を策定します。

2. 計画の位置付け

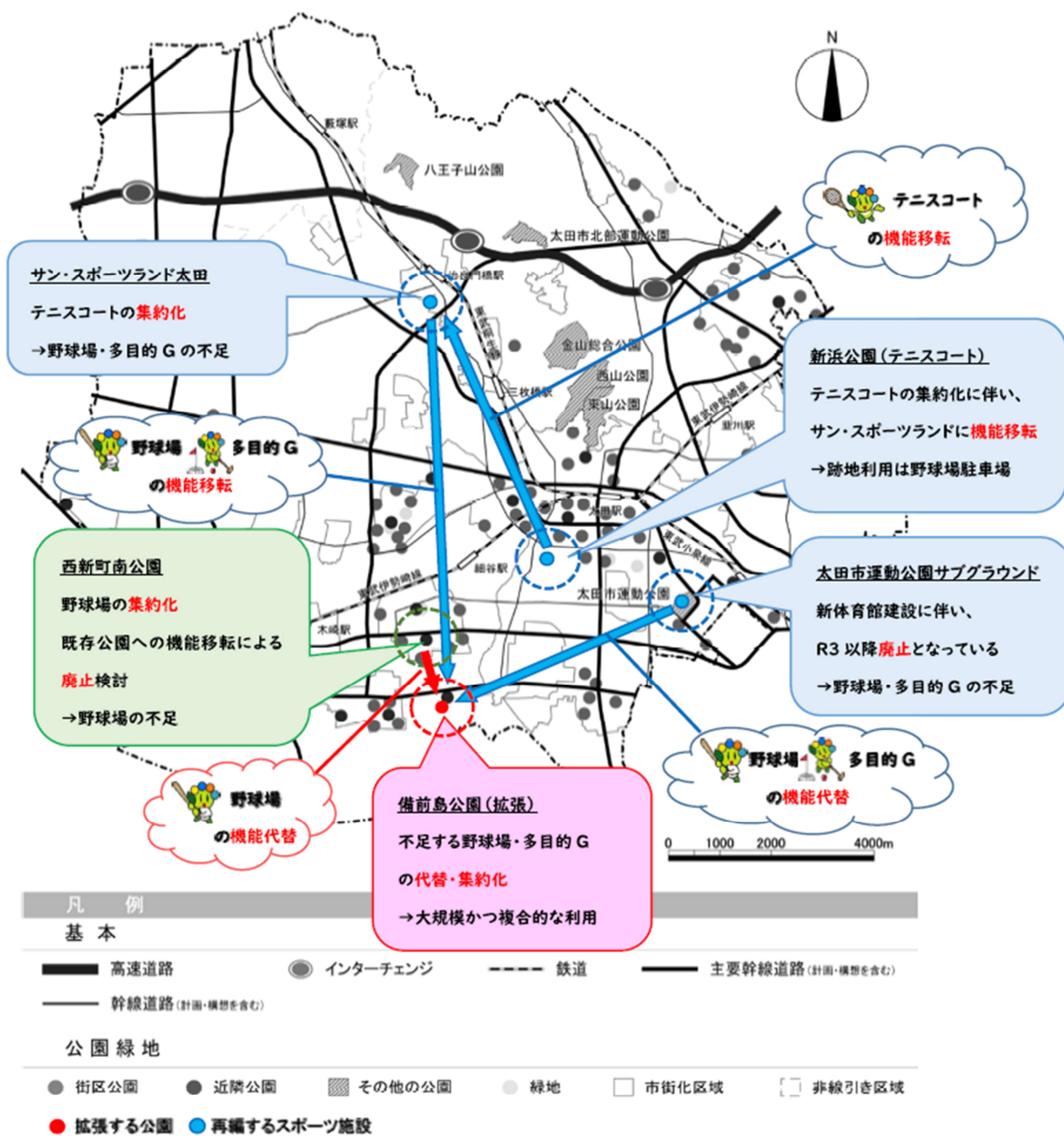
本計画は都市公園法を遵守し、上位計画である「太田市公共施設等総合管理計画」を基本とし、個別施設計画である「太田市スポーツ施設ストック適正化計画」の下位計画として位置付け、都市計画マスタープラン・立地適正化計画と整合性を図るものとします。



3. 公園再編の考え方

3.1 全体基本構想

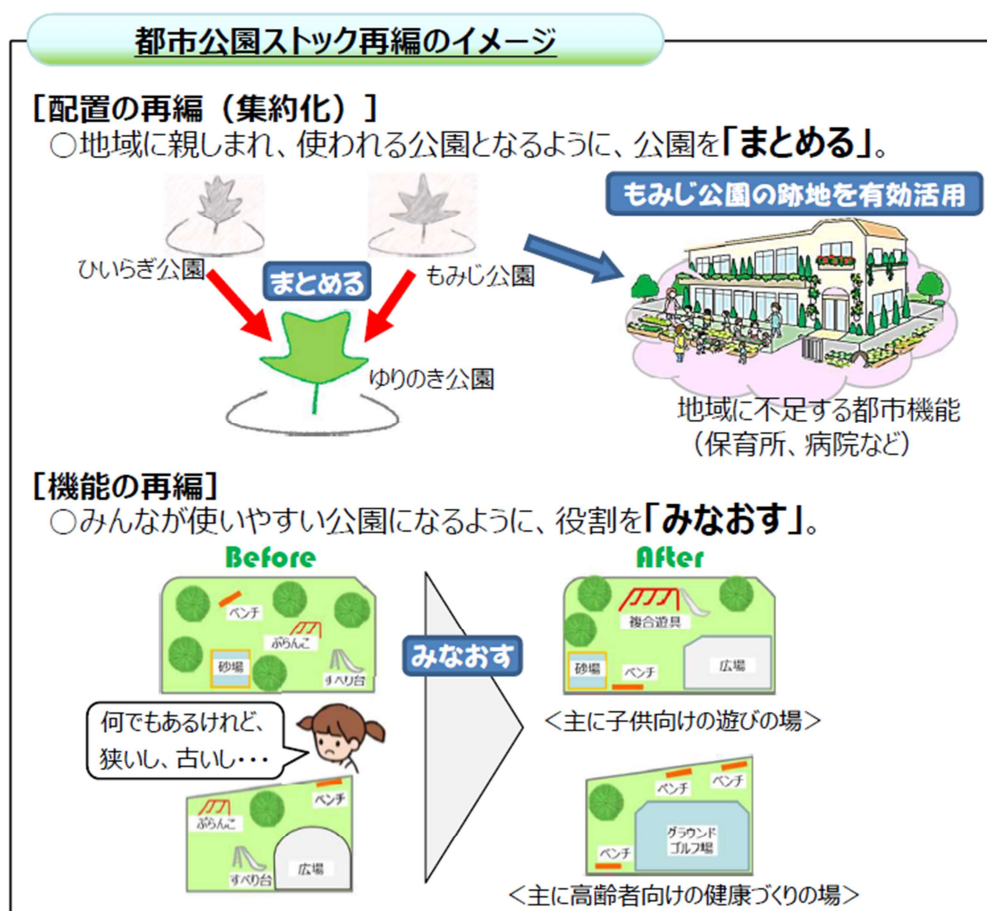
「スポーツ施設ストック適正化計画」および「スポーツ施設再編計画（都市公園編）」による全体基本構想については以下のとおりです。



3.2 公園再編の効果

再編については、「配置の再編（集約化）」と「機能の再編」があります。

スポーツの種類に合わせ点在するスポーツ施設を「まとめる」ことで、効率的な運営が可能になることはもとより、不足していた施設の拡充やスポーツ施設の拠点化によるスポーツ人口の増加が望めます。また、機能の再編により市民のニーズに対応できるような公園の利便性向上や、既存公園の抱える諸問題の解決にもつながります。



（国土交通省：都市公園の再編・集約化の促進より抜粋）

本市においては、平成17年の太田市合併以前から商工業の発展とともに市街地が形成され、それに伴い多くの都市公園が整備されて来ました。

公園は市民の憩いの場として必要不可欠な都市施設であり、地域交流の場としてだけでなくスポーツを楽しむ体育施設としても活用されるなど、幅広い用途で利用されています。また災害時には避難場所等の防災施設としての機能を有する施設でもあります。

高度経済成長期を経て、これまで太田市が整備してきた都市公園の多くは、設置から30年以上が経過しており、設備の老朽化に加え人口減少や市民ニーズの変化に伴い、市民参加による公園維持の担い手不足や整備当初に想定していた公園機能が十分に発揮されていない状況が見受けられます。公園のストック効果※1を最大限発揮するよう努め利用者の利便性を高めることは、市民サービスの向上に大きく貢献できることと考えます。

都市公園の再編を行うことにより、新たな健康・レクリエーションの場の提供や教育の場の提供、市民ニーズへの対応とさらなる魅力の創出に努め市民満足の向上を図るとともに、効率的で持続可能な公園整備を目指します。

※1 ストック効果：整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果

3.3 対象施設

「太田市スポーツ施設ストック適正化計画」により「集約化（総量コントロール）」と評価された個別施設は以下のとおりです。

①新浜公園（テニスコート）

サン・スポーツランドへ集約することで、サン・スポーツランドをテニスの特化した施設とし、多くのテニス愛好者が利用できるよう整備します。太田強戸スマートインターチェンジからも近く、大会の誘致や新たな競技人口の流入増加を見込みます。跡地について、公園に隣接する旧太田学校教育センターに群馬東部水道企業団が移転することが決まっており、以前公園利用者が使えた駐車場がなくなるため新浜公園（グラウンド）利用者の駐車場として整備します。

②サン・スポーツランド（グラウンド）

サン・スポーツランドへテニスコートが集約されることにより、代替公園へ移設が必要となります。

③西新町南公園（グラウンド）

利用者の減少から集約化とし、機能を代替公園に移転します。また、公園が設置されている行政区からも維持管理が負担となっている等の声もあり廃止要望があったことから、公園機能の移転が可能であれば、都市公園を廃止することも視野に入れ検討します。

【既に改廃されている公園】

④太田市運動公園サブグラウンド

新体育館（オープンハウスアリーナ太田）を建設した際に失われたグラウンド機能の代替が必要となっていました。今回の公園再編に合わせて、代替公園への機能移転を行います。

【代替公園について】

⑤備前島公園

代替公園の選定理由については後述しますが、都市公園である西新町南公園の代替公園となることから、西新町南公園の近くで、かつ拡張可能な一団の土地を確保可能な公園として、備前島公園の拡張を計画し、西新町南公園（グラウンド）・サンスポーツランド（グラウンド）・太田市運動公園サブグラウンドの代替としてだけでなく、多目的に利用できる多機能公園として再整備します。

「スポーツ施設ストック適正化計画」において対象施設となっている屋外施設は、太田市体育施設条例に体育施設として位置付けられた施設のほか、予約管理を行っている都市公園に附属した施設としています。都市公園に附属したスポーツ施設はあくまでも都市公園であり、「スポーツ施設ストック適正化計画」を策定したスポーツ施設管理課では、都市公園の再編についての可否を議論することはできません。

都市公園は花と緑の課の所管であることから、スポーツ施設が附属した都市公園の再編については本計画である「スポーツ施設再編計画（都市公園編）」として、公園管理者である花と緑の課が再編を計画する必要があります。

以上のことから、再編対象施設は、新浜公園、サンスポーツランド、西新町南公園、太田市運動公園サブグラウンド、備前島公園であります。本計画における対象施設は特に再編が必要な「西新町南公園」の廃止と、その代替機能を拡張により集約する「備前島公園」として計画を作成しています。

なお、残りの2公園についても関係課と協議し、綿密に連携・調整したうえで随時作成していきます。

3.4 公園再編に伴う都市公園廃止と代替公園の整備

都市公園法運用指針(第7版)の中で、「公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園広域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。」(都市公園法第16条1項)とされています。

都市公園法第16条1項1号…都市公園区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合
その他公益上特別の必要がある場合

都市公園法第16条1項2号…廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

全体基本構想では、「太田市公共施設等総合管理計画」及び「スポーツストック適正化計画」により公園の再編による効率的な公共施設の配置が求められていることや、公園の利用頻度の減少と公園管理に負担を抱える行政区から廃止要望が出されている西新町南公園の廃止、その近隣に代替機能を付し拡張する公園の整備が計画されています。

そのため、備前島公園が西新町南公園の代わるべき公園となりうるか、拡張整備について集約される機能が十分なものであること、また西新町南公園の廃止については、機能移転の可能性について、慎重かつ丁寧に検証する必要がありますので、次のとおり計画・検証しました。



4. 備前島公園拡張について

4.1 機能移転可能な代替公園の選定

西新町南公園の代替公園とする以上、当該公園の近隣であることが大前提となります。また、都市公園は市街地形成に伴い整備されることが多く、一時避難先としての防災施設でもある事から、市街地の中もしくは近接して設置されることがほとんどです。そのような状況の中で、機能を十分満足する拡張可能な都市公園を選定するには次のような条件が考えられます。

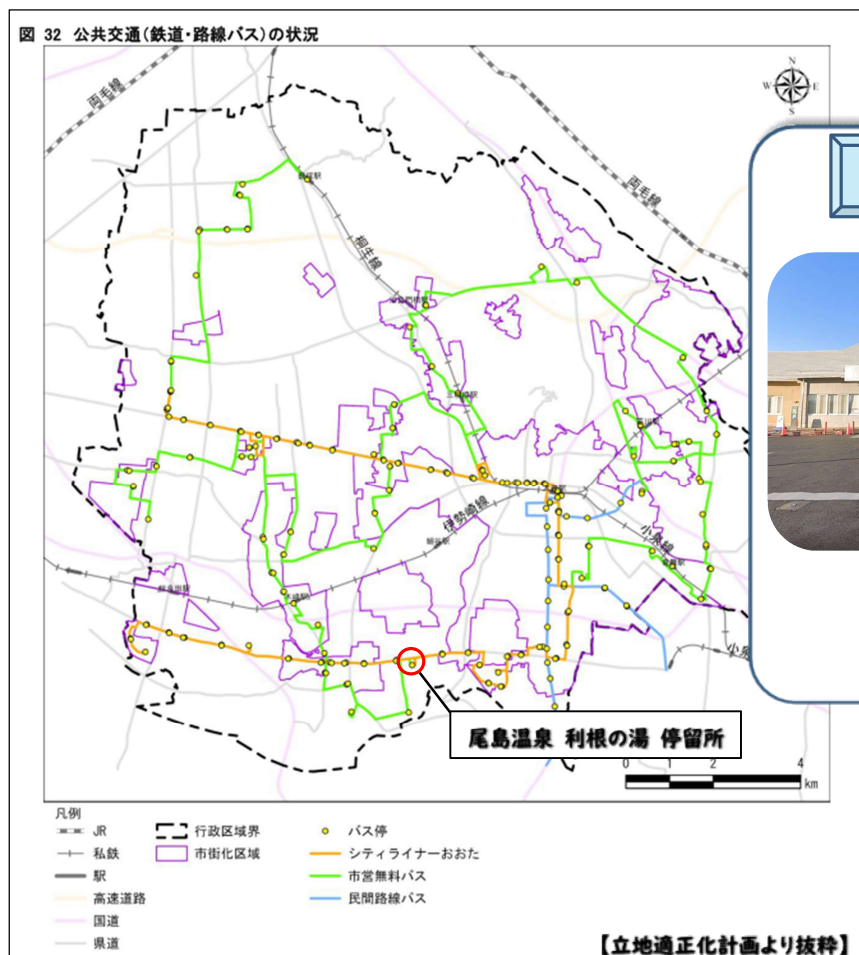
- a) 西新町南公園の近くである事
- b) 拡張性
- c) アクセス性
- d) 機能性
- e) 他施設とも連携可能であること

西新町南公園の周辺には運動施設型の公園として西新町中央公園がありますが、工業団地内に整備されていることから機能を十分満足するような拡張整備ができません。また、西新町南公園は区画整理事業により整備された近隣公園であり、周囲に街区公園が複数点在していますが、これらについても拡張性が担保できません。

西新町南公園の南約1kmにある備前島公園は西新町南公園と同様の一時避難地（洪水時以外）です。



西側に拡張可能な土地があり多目的な利用が望めること、駐車場用地の確保が可能なこと、県道綿貫篠塚線や国道17号からのアクセスもよいことから拡張性・アクセス性に優れていることが分かります。近接して「利根の湯」もありスポーツ施設との相乗効果も期待できます。利根の湯は2系統のバス停留所となっており、遠方から公共交通機関を利用することが可能となっています。



尾島温泉 利根の湯

施設名: 太田市尾島健康増進センター



このような理由から、西新町南公園の機能代替及びスポーツ施設の集約化に適した都市公園として、「備前島公園」を選定し拡張整備することとしました。

『「スポーツ施設ストック適正化計画」に基づく備前島公園の拡張整備』



4.2 備前島公園拡張予定地

備前島公園の拡張予定地は以下のとおりです。



花と緑の課

青枠で示した箇所が既存の公園である備前島公園になります。

群馬県が整備した利根備前島水質浄化センターに隣接し、平成16年4月1日に供用開始した2.1haの近隣公園です。住民の「やすらぎ」と「健康」をはぐくむ自然空間の整備の一環として設置され、テーマ別に見晴らしの丘広場、親水植物ゾーン、緑の遊々広場、多目的広場と大きく4つのゾーニングに特徴を持たせた都市公園です。

赤く着色した箇所が今回の拡張エリアであり、拡張面積は3.2haとなります。

公衆浴場「利根の湯」を囲むように、既設エリアの西側に公園を拡張・整備する計画です。

4.3 拡張施設計画

拡張エリアの施設整備計画は以下のとおりです。



「スポーツ施設ストック再編化計画」に基づき、野球場の代替・集約化として、軟式野球場一面を中央に配置し、グラウンドゴルフ等に活用される多目的グラウンドの代替・集約化として、多目的広場を西側に計画します。

東側に駐車場を整備し、施設内にトイレ等の付属施設を配置する計画です。

また、施設内の雨水対策としては地下式貯水槽を検討します。

規模・仕様等の詳細については今後の調査・測量・設計業務により決定していきます。

5. 西新町南公園機能移転および廃止について

5.1 都市公園のストック効果の検証

「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」(国土交通省都市局公園緑地・景観課 H28.5)により、都市公園のストック効果を分類ごとに検証しました。西新町南公園の現状整理と、廃止に伴う分担・移転すべき機能(公園機能維持)については以下の通りです。

①防災性向上効果

- ・西新町南公園については、地震の際の一時避難場所に指定されています。

(廃止後)

- ・避難場所については、近隣の街区公園・近隣公園で対応できます。

【参考】徒歩圏:800m(一般)／500m(高齢者)(太田市立地適正化計画引用)

②環境維持・改善効果

- ・生物の多様性の確保やヒートアイランドの解消の機能は有していません。また、土地区画整理事業で創出された市街地内の公園であることから、市街地の無秩序な拡大抑制機能も有していません。

- ・老朽化した樹木の落葉や折れ枝に関する地域住民からの苦情が多く寄せられ、公園廃止要望もあります。

(廃止後)

- ・跡地活用により、きめ細やかな敷地の維持管理が期待され、良好な市街地環境の創出に貢献できます。

- ・環境を改善することで、地域の要望にも応えられます。

③健康・レクリエーション空間提供効果

- ・広場や遊具が設置されていますが、現状の利用者は極めて少ない状況が見られます。

(廃止後)

- ・現状の利用者が少ないことを考えると、遊具については近隣の街区公園に充実しており、分担は可能です。

- ・一部の残地(約 2,000 m²)や跡地利用により整備した敷地を活用し、地域住民への開放部分を検討します。

④景観形成効果

- ・地域のシンボルとしての機能や地域固有の景観を備えている場所はありません。また、現状では公園の一部が資材置場として活用されるなど良好な景観を備えているとは言い難い状況にあります。

(廃止後)

- ・スポーツ振興や地域開放なども踏まえた土地活用の提案を募り、地域のみならず、市全体におけるシンボリックな跡地利用とします。
- ・跡地活用により、きめ細やかな敷地の維持管理が期待され、良好な市街地景観の創出に貢献できます。

⑤文化伝承効果

- ・歴史的建造物はなく、市及び地域の伝統文化・風習の継承(地元の祭等)の場所としての活用はなされていません。

(廃止後)

- ・跡地活用による地域開放部分や近隣の街区公園・近隣公園等で十分に対応できます。

⑥子育て、教育効果

- ・少年野球の練習の場として利用されていますが、施設利用者は少ない状況です。また、利用者(児童)のほとんどが自動車での送迎であり、駐車場もないため路上駐車が見受けられます。

(廃止後)

- ・備前島公園を拡張し、新設する公園に野球場を設置します。また、対外試合での活用や保護者用駐車場の整備などにより機能のグレードアップが期待できます。

⑦コミュニティ形成効果

- ・地域で集まる行事や交流機会の場としての活用はなされていません。

(廃止後)

- ・跡地活用については、地域開放部分を備えることを前提とし、地域の交流機会の場としての再整備も踏まえたものとします。

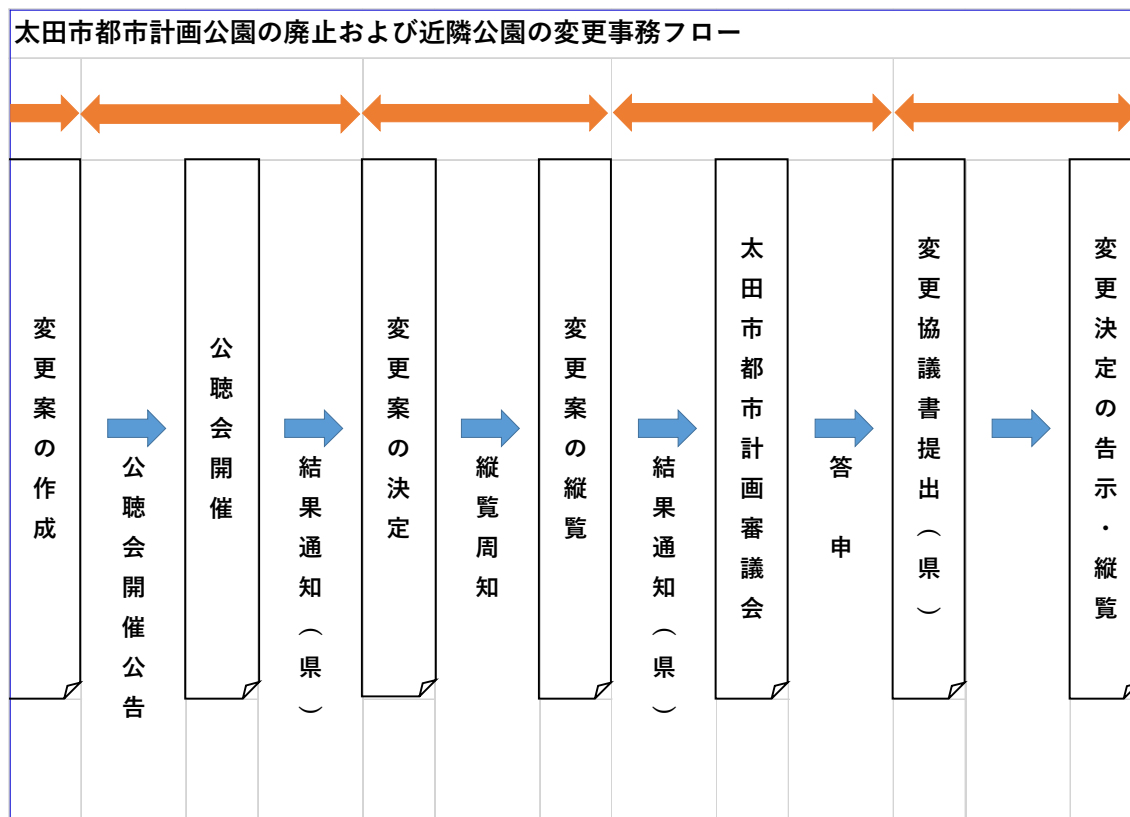
5.2 西新町南公園の廃止

以上のことから、近隣の街区公園や備前島公園拡張整備により西新町南公園を廃止しても、その機能は保たれることが分かります。

今後は、西新町南公園の機能代替として備前島公園を拡張整備し、スポーツ施設の再編を考慮し、公園再編を実施していきます。

【参考】

計画実施についての今後の流れについては以下のとおりです。



©太田市